釜石労働基準監督署からのお知らせ

平成26年 **8月**

「心と体の健康なくして安全なし!」健康確保対策に取り組みましょう!

1 7月に災害が増加! 安全管理が十分か点検をお願いします。

これまで労働災害少なかった「食料品製造業」「製材業」「コンクリート製品製造業」「商業」において複数 の災害が発生しています。現在の安全管理が十分機能しているか評価してください。また、労働者への安全衛 生教育の実施、機械設備の点検等も継続的に実施しましょう。

2 石綿障害予防規則が改正施行

建築物の解体工事等における石綿(アスベスト)ばく露防止対策の強化を目的とし石綿障害予防規則が平成26年6月1日から施行。◆石綿含有保温材、耐火被覆材などによる石綿ばく露防止対策の強化、

◆隔離した作業場所からの石綿などの漏えい防止対策の強化、◆石綿ばく露防止に関する技術上の指針改正。 詳しくは http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000041134.html

3 粉じん障害防止規則の一部が改正施行

屋外で岩石・鉱物を研磨・ばり取り作業を行なう場合にも呼吸用保護具の使用が必要になります。

また、防じんマスクは、「国家検定品」を使用しなければなりません。

ホームセンター等の量販店で購入する場合には、特にご注意ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000044533.html



国(平13)検 DR「直」RL3 第M19号

4 食品工場、業務用厨房における一酸化炭素中毒事故の防止!

食品工場、業務用厨房施設において、ガス消費設備による一酸化炭素中毒(CO中毒)が発生しており、平成25年は死傷者7名、本年6月末時点では8名が被災しています。これらの原因は、換気が不十分で、ガス消費設備が不完全燃焼を起こし、CO(一酸化炭素)が発生したものです。

CO中毒は、従業員のみならず、来店者をも巻き込む可能性があることから、換気、器具の点検・手入れ、 業務用換気警報装置等の重要性について、業務用厨房の所有者・従業員・アルバイト等の理解を促すことが重要です。

- 対策① ガス消費設備を使用中は、必ず、換気(吸気と排気の両方)を行なうこと。
- 対策② ガス使用設備の使用前。使用後に以上の有無を点検するほか、1日1回以上、作動状況について点検し、異常が認められた場合は、補修等、危険防止措置を講ずること。
- 対策③ 自然災害後は、異常の有無を点検し、停電中に使用する場合は、窓を開けて換気すること。
- 対策④ グリスフィルター、脱臭フィルターは、使用し続けると油脂等が付着し目詰まりにより、十分な換気量が確保できなくなるので、フィルターの定期的な清掃・交換を行なうこと。

対策⑤ 万一の不完全燃焼に備え、業務用換気警報器を設置すること。

詳しくは、経済産業省のホームページをご覧ください。

http://www.meti.go.jp/press/2014/07/20140707004/20140707004.html

5 労働災害発生事例と災害防止のポイント

[平成26年分 平成26年7月25日現在]

休業4日以上の労働災害 39件 うち 復旧・復興工事にかかる災害 7件 死亡災害 1件 (1月発生、車両系建設機械の横転)

≪災害事例≫

住宅新築工事現場において、屋根の板張り作業中、高さ3.52mの屋根から地面に墜落した。

≪災害防止のためのワンポイントアドバイス≫

- ・手すり・中さん及び幅木を設置する。(外部及び躯体側)
- 親綱を張って安全帯を使用させる。また、安全ネットを設置する。
- ・ 墜落時保護用の保護帽を使用させる。